

中華人民共和国個人情報保護法  
（「中华人民共和国个人信息保护法」）

仮日本語訳

本書は、中華人民共和国「全国人民代表大会」ウェブ・ページ(<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/a8c4e3672c74491a80b53a172bb753fe.shtml>)において公表されている「中华人民共和国个人信息保护法」を日本の個人情報保護委員会が日本語に翻訳したものである。

翻訳は、同法を大まかに把握するために行ったものであって、翻訳した内容、その利用等について当委員会には責任を負わない。同法の正確な内容については原法律に当たられたい。

## 中華人民共和国個人情報保護法

(2021年8月20日第13回全国人民代表大会常務委員会第30回会議で成立)

### 目次

第一章 総則
第二章 個人情報の取扱いに関する規則
第一節 一般規定
第二節 敏感個人情報の取扱いに関する規則
第三節 国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定
第三章 個人情報の越境提供に関する規則
第四章 個人情報取扱活動における個人の権利
第五章 個人情報取扱者の義務
第六章 個人情報保護総括担当部署
第七章 法的責任
第八章 附則

### 第一章 総則

#### 第一条

個人情報に関する利益を守り、個人情報に関する取扱活動を規制し、個人情報の合理的な使用を促すため、憲法に基づき、本法を制定する。

#### 第二条

自然人の個人情報は法律に基づき保護され、いかなる組織及び個人も自然人の個人情報に関する利益を侵害してはならない。

#### 第三条

中華人民共和国の境内において自然人の個人情報を取り扱う活動につき、本法が適用される。

2 中華人民共和国の境外において、中華人民共和国境内の自然人の個人情報を取り扱う活動が、以下に列挙する状況のいずれか一つに該当する場合にも、本法が適用される。

- 一 境内の自然人に向けて商品又は役務を提供することを目的としている場合。
- 二 境内の自然人の行為を分析又は評価する場合。
- 三 法律又は行政法規に規定するその他の状況に該当する場合。

#### 第四条

個人情報とは、電磁的又はその他の方法で記録され、すでに識別され又は識別可能な自然人に関する各種の情報であるが、匿名化处理した後の情報を含まない。

2 個人情報の取扱いは個人情報の収集、保存、使用、加工、伝達、提供、公開及び削除等を含む。

#### 第五条

個人情報の取扱いは、合法性、正当性、必要性及び信義の原則を守り、誤認させること、欺くこと又は脅迫すること等の方法を通じて、個人情報の取扱いをしてはならない。

#### 第六条

個人情報の取扱いは明確かつ合理的な目的を備えなければならず、かつ取扱いの目的と直接的に関連があるものに取扱いを限定し、個人の利益への影響を最小とする方法をとらなければならない。

2 個人情報の収集は、取扱目的を実現するために必要最小限の範囲に限らなければならず、過度に個人情報の収集をしてはならない。

#### 第七条

個人情報の取扱いは、公開及び透明性の原則を守らなければならず、個人情報の取扱いに関する規則を公開し、取扱いの目的、方法及び範囲を明示しなければならない。

#### 第八条

個人情報の取扱いは、個人情報の質を保証するものでなければならず、個人情報の不正確さ又は不完全さにより個人の利益に不利な影響を与えることを避けなければならない。

#### 第九条

個人情報取扱者は、その個人情報の取扱活動に対して責任を負わなければならず、かつその取り扱う個人情報の安全性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

#### 第十条

いかなる組織及び個人も、違法に他の者の個人情報を収集、使用、加工又は伝達してはならず、違法に他の者の個人情報を売買、提供又は公開してはならない。国家の安全又は公共の利益を害する個人情報に関する取扱活動を行ってはならない。

#### 第十一条

国は健全な個人情報保護制度を確立し、個人情報に関する利益を侵害する行為を予防し、かつ罰し、個人情報保護普及啓発を強化し、政府、企業、関連する社会組織及び公衆が共同で関与する個人情報保護の良好な環境の形成を促進する。

## 第十二条

国は積極的に個人情報保護の国際規則の制定に参加し、個人情報保護に関する国際交流及び協力を促進し、その他の国、地域及び国際組織間の個人情報保護規則及び基準等に関する相互認証を促進する。

## 第二章 個人情報の取扱いに関する規則

### 第一節 一般規定

## 第十三条

以下に列挙する状況のいずれか一つに該当してはじめて、個人情報取扱者は個人情報を取り扱うことができる。

- 一 個人の同意を得ている場合。
  - 二 個人が当事者の一方となる契約の締結又は履行に必要な場合又は法に基づき労働規則及び制度の制定並びに法に基づき集団契約の締結が人的資源管理に必要な場合。
  - 三 法定の職責又は法定の義務の履行に必要な場合。
  - 四 突発的な公衆衛生上の事件に対応する場合、又は緊急状況下において自然人の生命、健康及び財産の安全の保護のために必要な場合。
  - 五 公共の利益のためのメディア報道又は世論監督等の行為を実施して、合理的範囲内で個人情報を取り扱う場合。
  - 六 本法の規定に基づき、合理的な範囲内に、個人が自ら公開しており、又はその他すでに合法的に公開されている個人情報を取り扱う場合。
  - 七 法律又は行政法規が規定するその他の状況に該当する場合。
- 2 本法のその他の関係する規定に基づき、個人情報を取り扱うにあたっては個人の同意を得なければならない。ただし、前項第二号から第七号までに規定する状況に該当する場合、個人の同意を得る必要はない。

## 第十四条

個人の同意に基づき個人情報を取り扱う場合、当該同意は、個人が十分に情報を得たことを前提に、自発的に、かつ明確に表示されたものでなければならない。法律又は行政法規が個人情報の取扱いに際し、個人の個別的同意又は書面による同意を得なければならない

と規定する場合、当該規定に従わなければならない。

2 個人情報の取扱いの目的、取扱いの方法及び取り扱う個人情報の種類に変更が生じた場合には、再び個人の同意を得なければならない。

#### 第十五条

個人の同意に基づき個人情報を取り扱う場合、個人はその同意を撤回する権利を有する。個人情報取扱者は、同意を撤回するための簡便な方法を提供しなければならない。

2 個人が同意を撤回した場合、撤回する前の個人の同意に基づく個人情報取扱活動の効力は影響されない。

#### 第十六条

個人情報取扱者は、個人がその個人情報の取扱いに同意しないこと又は同意を撤回したことを理由として、商品又は役務の提供を拒んではならない。個人情報の取扱いが商品又は役務の提供に必要な場合には、この限りでない。

#### 第十七条

個人情報取扱者は、個人情報を取り扱う前に、顕著な方法で、明確かつ理解しやすい表現を使用し、個人に対して以下の事項を如実、正確及び完全に通知しなければならない。

- 一 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡先。
  - 二 個人情報の取扱いの目的、取扱いの方法並びに取り扱う個人情報の種類及び保存期間。
  - 三 個人が本法の規定する権利を行使する方法及び手続。
  - 四 法律又は行政法規が通知すべきと規定するその他の事項。
- 2 前項に規定する事項について変更が発生した場合、当該変更部分を個人に通知しなければならない。
- 3 個人情報取扱者が、個人情報の取扱いに関する規則の制定という方法によって第1項に規定する事項を通知する場合、当該取扱いに関する規則は公開され、かつ閲覧及び保存が容易にできるものでなければならない。

#### 第十八条

個人情報取扱者が個人情報の取扱いをする際、法律又は行政法規の規定によって秘密を保持しなければならない又は通知が不要な状況が存在する場合、個人に対し前条第1項に規定する事項を通知することを要しない。

2 緊急の状況において自然人の生命、健康及び財産の安全を保護するため、適時に個人に通知することができない場合、個人情報取扱者は緊急の状況が消滅した後遅滞なく通知しなければならない。

## 第十九条

法律又は行政法規に別途規定がある場合を除き、個人情報の保存期間は、取扱いの目的の実現のために必要となる最短の期間としなければならない。

## 第二十条

複数の個人情報取扱者が、個人情報の取扱いの目的及び取扱いの方法につき共同決定をする場合、各自の権利及び義務を合意しなければならない。ただし、当該合意は、個人がいずれかの個人情報取扱者に対し、本法で規定されている権利の行使を要求することを妨げない。

2 個人情報取扱者が共同で個人情報を取り扱い、個人情報に関する利益を侵害し、損害を与えた場合、法に基づき連帯責任を負わなければならない。

## 第二十一条

個人情報取扱者が個人情報の取扱いに関連する委託を行う場合、受託者との間で、委託による取扱いの目的、期限、取扱いの方法、個人情報の種類、保護措置並びに双方の権利及び義務等を合意しなければならず、かつ受託者の個人情報取扱活動に対し監督を行わなければならない。

2 受託者は個人情報取扱者との合意に基づき個人情報を取り扱わなければならない。当該合意された取扱いの目的及び取扱いの方法等を超えて個人情報を取り扱ってはならない。また委託契約が発効しない、無効となる、取り消される、又は終了する場合、個人情報を個人情報取扱者に返却するか又は削除しなければならず、引き続き保管してはならない。

3 個人情報取扱者の同意を得ずに、受託者は個人情報の取扱いを他の者に再委託してはならない。

## 第二十二条

個人情報取扱者が合併、分割、解散又は破産宣告されたこと等の理由で個人情報を移転する必要がある場合、個人に対し受領者の名称又は氏名及び連絡先を通知しなければならない。受領者は継続して個人情報取扱者としての義務を履行しなければならない。受領者が当初の取扱いの目的及び取扱いの方法を変更する場合、本法の規定に基づき改めて個人の同意を得なければならない。

## 第二十三条

個人情報取扱者が他の個人情報取扱者にその取り扱う個人情報を提供する場合、個人に対し受領者の名称又は氏名、連絡先、取扱いの目的、取扱いの方法及び個人情報の種類を通知し、かつ個人の個別的同意を得なければならない。受領者は上述の取扱いの目的、取扱いの方法及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を取り扱わなければならない。

受領者が元の取扱いの目的又は取扱いの方法を変更する場合、本法の規定に基づき改めて個人の同意を得なければならない。

#### 第二十四条

個人情報を利用して自動的な決定を行う場合には、決定の透明性及び取扱いの結果の公平性及び公正性を保証しなければならない。個人に対し取引価格等の取引条件において不合理な差別的待遇をしてはならない。

2 自動的な決定の方法で個人に対し情報配信又は商業宣伝を行う場合、その個人的特徴に基づかない選択項目又は簡便に拒否する方法をそれと同時に提供しなければならない。

3 自動的な決定が個人の利益に対し重大な影響をもたらす場合、個人は個人情報取扱者に対し説明を要請する権利を有し、かつ個人情報取扱者が自動的な決定の方法のみに基づき決定を行うことを拒否する権利を有する。

#### 第二十五条

個人情報取扱者は、個人の個別的同意を得た場合を除き、その取り扱う個人情報を公開してはならない。

#### 第二十六条

公共の場においてカメラ又は個人の身元を識別する設備を設置する場合、公共の安全維持に必要な場合であり、国家の関係規定を守り、かつ、明白にこれを表示する標識を設置しなければならない。そこで収集した個人の映像及び本人識別情報は、公共の安全維持の目的のためにのみ用いることができ、個人の個別的同意を得た場合を除き、他の目的に利用してはならない。

#### 第二十七条

個人情報取扱者は、個人が明確に拒否する場合を除き、合理的な範囲内に、個人が自ら公開し、又はその他すでに合法的に公開されている個人情報を取り扱うことができる。すでに公開されている個人情報を利用して個人の利益に対し重大な影響をもたらす活動に従事する場合、本法の規定に基づき個人の同意を得なければならない。

### 第二節 敏感個人情報の取扱いに関する規則

#### 第二十八条

敏感個人情報は一度漏えいし又は不法に使用されると、自然人の人格的尊厳が侵害を受け、又は人身若しくは財産的な安全に危害を受けやすい個人情報を指し、生体認証、宗教

に関する信仰、特定の身分、医療健康、金融口座及び移動履歴等の情報並びに14歳未満の未成年者の情報を含む。

2 個人情報取扱者は特定の目的及び十分な必要性が存在してはじめて、かつ厳格な保護措置を講じたうえで、敏感個人情報を取り扱うことができる。

#### 第二十九条

敏感個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱者は個人の個別的同意を取得しなければならない。法律又は行政法規が、敏感個人情報を取り扱う場合に書面による同意を取得しなければならないと規定している場合にはその規定に従う。

#### 第三十条

個人情報取扱者が敏感個人情報を取り扱う場合、本法第十七条第1項に規定する事項に加え、個人に対し敏感個人情報を取り扱う必要性及び個人の利益への影響も通知しなければならない。本法の規定に基づき、個人に通知しないことができる場合はこの限りではない。

#### 第三十一条

個人情報取扱者が14歳未満の未成年者の個人情報を取り扱う場合、未成年者の両親又はその他の監護者の同意を得なければならない。

2 個人情報取扱者が14歳未満の未成年者の個人情報を取り扱う場合、それを対象とする別個の個人情報の取扱規則を制定しなければならない。

#### 第三十二条

法律又は行政法規が敏感個人情報の取扱いにあたり、関連する行政許可の取得を規定している場合又はその他の制限を課している場合にはその規定に従う。

### 第三節 国家機関による個人情報の取扱いに関する特別規定

#### 第三十三条

国家機関による個人情報の取扱いに関する活動につき、本法が適用される。本節に特別な規定がある場合、本節の規定が適用される。

#### 第三十四条

国家機関が法の定める職責の履行のため個人情報を取り扱うにあたっては、法律又は行政法規の規定する権限及び手続に基づき行い、法の定める職責の履行に必要な範囲及び



限度を超えてはならない。

### 第三十五条

国家機関が法の定める職責の履行のため個人情報を取り扱うにあたっては、本法の規定に基づき通知義務を履行しなければならない。本法第十八条第1項に規定する状況に該当する場合又は通知が国家機関による法の定める職責の履行を妨げる場合、この限りでない。

### 第三十六条

国家機関が取り扱う個人情報は中華人民共和国の境内で保存しなければならない。境外に提供する明確な必要がある場合、安全評価を行わなければならない。国家機関が安全評価を行う際に、関係する部門に支援及び協力を要求することができる。

### 第三十七条

法律又は法規に基づき授権されている公共事務を管理する役割を有する組織が、法の定める職責の履行のため個人情報を取り扱うにあたっては、本法における国家機関による個人情報の取扱いに関する規定を適用する。

## 第三章 個人情報の越境提供に関する規則

### 第三十八条

個人情報取扱者が業務等の必要により、中華人民共和国の境外に個人情報を提供する明確な必要がある場合、以下のいずれか一つの条件を具備しなければならない。

- 一 本法第四十条の規定に基づく国家インターネット情報部門による安全評価に合格すること。
  - 二 国家インターネット情報部門の規定に基づく専門機構による個人情報保護の認証を得ていること。
  - 三 国家インターネット情報部門が制定した契約基準に基づき境外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を定めていること。
  - 四 法律若しくは行政法規又は国家インターネット情報部門の規定するその他の条件。
- 2 中華人民共和国が締結又は参加している国際条約及び協定が中華人民共和国の境外に個人情報を提供する条件等を規定している場合、その規定に従うことができる。
- 3 個人情報取扱者は必要な措置を講じ、中華人民共和国境外の受領者が個人情報に関する取扱活動を行うときに本法に規定する個人情報の保護基準に達することを確保しなければならない。

### 第三十九条

個人情報取扱者が中華人民共和国の境外に個人情報を提供する場合、個人に対し境外の受領者の名称又は氏名、連絡先、取扱いの目的、取扱いの方法、個人情報の種類並びに個人が境外の受領者に対し本法の規定する権利を行使する方法及び手続等の事項を通知し、かつ個人の個別的同意を取得しなければならない。

### 第四十条

重要情報インフラストラクチャー運営者及び取り扱う個人情報に国家インターネット情報部門の規定する数量に達する個人情報取扱者は、中華人民共和国境内で収集又は生成した個人情報を境内で保存しなければならない。境外に提供する明確な必要がある場合、国家インターネット情報部門による安全評価に合格しなければならない。法律又は行政法規及び国家インターネット情報部門が安全評価を要しないと規定する場合には、その規定に従う。

### 第四十一条

中華人民共和国主管機関は、関係する法律及び中華人民共和国が締結又は参加している国際条約及び協定に基づき、又は平等互惠の原則に基づき、外国の司法機関又は法執行機関による中華人民共和国境内に保存されている個人情報の提供に関する請求を取り扱う。中華人民共和国主管機関の許可を得なければ、個人情報取扱者は外国の司法機関又は法執行機関に対し中華人民共和国境内に保存している個人情報を提供してはならない。

### 第四十二条

境外の組織又は個人が中華人民共和国公民の個人情報に関する利益を侵害する活動又は中華人民共和国の国家の安全若しくは公共の利益に危害を与える個人情報取扱活動に従事している場合、国家インターネット情報部門は当該境外の組織及び個人を個人情報提供制限リスト又は禁止リストに列挙し、当該個人情報提供制限リスト又は禁止リストをもって公告し、当該境外の組織又は個人に対して個人情報を提供することを制限又は禁止する等の措置を講じることができる。

### 第四十三条

個人情報保護の側面において中華人民共和国に対し差別的な禁止若しくは制限若しくはその他類似の措置を講じるいかなる国家又は地域に対しても、中華人民共和国は、実際状況に基づき、当該国家又は地域に対し対等の措置を講じることができる。

## 第四章 個人情報取扱活動における個人の権利

### 第四十四条

個人は、その個人情報の取扱いについて知る権利及び決定権を有し、他の者がその個人情報を取り扱うことを制限又は拒否する権利を有する。ただし、法律又は行政法規が別段の定めをする場合この限りでない。

### 第四十五条

個人は、個人情報取扱者から個人情報を閲覧及び複製する権利を有する。ただし、本法第十八条第1項、第三十五条に規定されている状況が存在する場合、この限りでない。

2 個人がその個人情報の閲覧又は複製を請求する場合、個人情報取扱者は適時に提供しなければならない。

3 個人情報を個人が指定する個人情報取扱者のところに移転することについての個人の請求が、国家インターネット情報部門の規定する条件に適合する場合、個人情報取扱者は移転の手段を提供しなければならない。

### 第四十六条

個人は、その個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合、個人情報取扱者に対し、訂正及び補足を求める権利を有する。

2 個人がその個人情報の訂正及び補足を請求した場合、個人情報取扱者はその個人情報について確認し、適時に訂正及び補足しなければならない。

### 第四十七条

以下に列挙する事由のいずれか一つに該当する場合、個人情報取扱者は自発的に、個人情報を削除しなければならない。個人情報取扱者が削除していない場合、個人は削除を請求する権利を有する。

一 取扱いの目的がすでに実現した場合若しくは実現できない場合、又は取扱いの目的を実現するために必要がなくなった場合。

二 個人情報取扱者が商品又は役務の提供を停止した場合、又は保存期間が満了している場合。

三 個人が同意を撤回した場合。

四 個人情報取扱者が法律又は行政法規に違反し、又は合意内容に違反して個人情報を取り扱う場合。

五 法律又は行政法規の規定するその他の状況に該当する場合。

2 法律又は行政法規が規定する保存期間が満了していない場合又は個人情報の削除が技術上実現困難な場合、個人情報取扱者は保存及び必要な安全保護措置を講じること以外の

取扱いを停止しなければならない。

#### 第四十八条

個人は個人情報取扱者に対しその個人情報取扱規則について解釈及び説明するよう要求する権利を有する。

#### 第四十九条

自然人が死亡した場合、その近親者は自らの合法的でかつ正当な利益のために、死者の関連する個人情報に対し、本章に規定する閲覧、複製、訂正及び削除等の権利を行使することができる。死者が亡くなる前に別途の取決めをした場合はこの限りではない。

#### 第五十条

個人情報取扱者は、個人による権利行使の申請を受理し取り扱うための簡便な制度を構築しなければならない。個人による権利行使の請求を拒否する場合、その理由を説明しなければならない。

2 個人情報取扱者が個人による権利行使の請求を拒否する場合、個人は法に基づき裁判所に訴訟を提起することができる。

### 第五章 個人情報取扱者の義務

#### 第五十一条

個人情報取扱者は個人情報の取扱いの目的、取扱いの方法及び個人情報の種類並びに個人の利益に対する影響及び存在する可能性があるセキュリティリスク等に基づき、以下に列挙する措置を講じ、個人情報の取扱活動が法律及び行政法規の規定に適合することを確保し、かつ不正アクセス並びに個人情報の漏えい、改ざん及び滅失を防止しなければならない。

- 一 内部管理制度及び実務規程の制定。
- 二 個人情報に対する等級別の分類管理の実施。
- 三 相応の暗号化又は非識別化等の安全技術措置を講じること。
- 四 合理的に個人情報取扱業務に係る権限を決定し、かつ定期的に従業員に対しセキュリティに関する教育及び訓練を行うこと。
- 五 個人情報のセキュリティ事故に対する緊急対応計画を策定し、その実施を行うこと。
- 六 法律又は行政法規の規定するその他の措置。

#### 第五十二条

取り扱う個人情報に国家インターネット情報部門の規定する数量に達する個人情報取扱者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報取扱活動及び講じた保護措置等に対して監督を行うことに責任を負わせなければならない。

2 個人情報取扱者は個人情報保護責任者の連絡先を公開しなければならない、かつ個人情報保護責任者の氏名及び連絡先等を個人情報保護総括担当部署に報告しなければならない。

#### 第五十三条

本法第三条第2項に規定する中華人民共和国境外の個人情報取扱者は、中華人民共和国境内に専任の機構を設立し又は代表者を指定し、これをもって個人情報保護に関連する事務の取扱いについて責任を負わせなければならない、かつ、当該機構の名称又は代表者の氏名及び連絡先等を個人情報保護総括担当部署に報告しなければならない。

#### 第五十四条

個人情報取扱者は、定期的にその個人情報に対する取扱いの法律及び行政法規への遵守状況に関するコンプライアンス監査を行わなければならない。

#### 第五十五条

以下に列挙する事由のいずれか一つに該当する場合、個人情報取扱者は、事前に個人情報保護影響評価を行い、かつ取扱いの状況を記録しなければならない。

- 一 敏感個人情報の取扱い。
- 二 個人情報を用いた自動的な決定の実施。
- 三 個人情報の取扱いの委託、他の個人情報取扱者への個人情報の提供又は個人情報の公開。
- 四 境外への個人情報の提供。
- 五 その他の個人の利益に重大な影響を及ぼす個人情報取扱活動。

#### 第五十六条

個人情報保護影響評価の内容は以下を含まなければならない。

- 一 個人情報の取扱いの目的及び取扱いの方法等が合法であり、正当であり、かつ必要であるか。
  - 二 個人の利益に対する影響及びセキュリティリスク。
  - 三 講じる保護措置が合法であり、有効であり、かつリスクの程度に相応しているか。
- 2 個人情報影響評価報告書及び取扱いの状況に関する記録は少なくとも3年間保存しなければならない。

#### 第五十七条

個人情報の漏えい、改ざん若しくは滅失が生じた、又は生じた可能性がある場合、個人情報取扱者は即時に救済措置を講じ、かつ個人情報保護総括担当部署及び個人に通知しなければならない。通知は、以下の事項を含まなければならない。

一 生じた、又は生じた可能性のある個人情報の漏えい、改ざん又は滅失に係る情報の種類及び原因並びに生じる可能性のある危害。

二 個人情報取扱者が講じた救済措置及び個人が講じることのできる危害軽減措置。

三 個人情報取扱者の連絡先。

2 個人情報取扱者が講じる措置が情報の漏えい、改ざん又は滅失による危害を有効に回避できる場合、個人情報取扱者は個人に通知しないことができる。個人情報保護総括担当部署は、危害が発生する可能性があるとして認めた場合、個人情報取扱者に対し個人に通知するよう要求する権限を有する。

#### 第五十八条

重要なインターネットプラットフォームサービスを提供しており、ユーザー数が膨大であり、業務の種類が複雑である個人情報取扱者は、以下の義務を履行しなければならない。

一 国家の規定に基づき強固な個人情報保護コンプライアンスの制度体系を構築し、外部メンバーを主要構成員とする独立機構を設置し個人情報保護の状況に対する監督を行うこと。

二 公開、公平及び公正の原則に基づきプラットフォームの規則を制定し、プラットフォーム内の製品又は役務の提供者による個人情報の取扱いに係る規範及び個人情報の保護に係る義務を明確にすること。

三 法律又は行政法規に対する重大な違反をして個人情報を取り扱うプラットフォーム内の製品又は役務の提供者に対し、サービスの提供を停止すること。

四 個人情報保護についての社会的責任に係る報告書を定期的に公表し、社会の監督を受けること。

#### 第五十九条

個人情報の取扱いに関する委託を受ける受託者は、本法並びに関係する法律及び行政法規の規定に基づき、必要な措置を講じ、取り扱う個人情報の安全性を確保しなければならない。かつ個人情報取扱者による本法規定の義務の履行に協力しなければならない。

### 第六章 個人情報保護総括担当部署

#### 第六十条

国家インターネット情報部門は、個人情報保護の職務及び関連する監督管理の職務の

統括と協調に責任を負う。国務院の関係部門は、本法並びに関係する法律及び行政法規の規定に基づき、各自の職責の範囲内において個人情報保護及び監督管理業務の責任を負う。

2 県級以上の地方人民政府の関係部門の個人情報保護及び監督管理に係る職責は、国家の関係する規定により決定する。

3 前2項の規定する部門を、個人情報保護総括担当部署と総称する。

#### 第六十一条

個人情報保護総括担当部署は、以下の個人情報保護に係る職責を履行する。

一 個人情報保護に関する広報教育を実施し、個人情報取扱者による個人情報保護の職務の実施を指導及び監督すること。

二 個人情報保護に関する苦情の申立て及び通報を受理し処理すること。

三 アプリケーション等における個人情報保護の状況に対し評価を行い、かつ、その評価の結果を公表すること。

四 違法な個人情報取扱活動を調査し、これに対処すること。

五 法律又は行政法規の規定するその他の職責。

#### 第六十二条

国家インターネット情報部門は、関係部門を統合して協調させ、本法に基づき以下の個人情報保護に関する職務を推進する。

一 個人情報保護の具体的な規則及び基準を制定すること。

二 小規模な個人情報取扱者が敏感個人情報、並びに顔識別及び人工知能等の新しい技術並びに新しいアプリケーションを取り扱うことにつき、専門的な個人情報保護規則及び基準を制定すること。

三 安全で便利な電磁的身分認証技術の研究開発及び推進応用を支援し、インターネットにおける公的個人認証役務の構築を推進すること。

四 個人情報に関する社会的保護システムの構築を推進し、関係機構が個人情報保護評価及び認証役務を展開することを支援すること。

五 個人情報保護に関する苦情の申立て及び通報に対する職務の体制を完備すること。

#### 第六十三条

個人情報保護総括担当部署は個人情報保護に関する職責を履行するにあたり以下の措置を講じることができる。

一 関係当事者に対し質問し、個人情報取扱活動に関する状況を調査すること。

二 当事者及び個人情報取扱活動が関係する契約、記録及び帳簿並びにその他の関係資料を閲覧及び複製すること。

三 現場での検査を実施し、違法と疑われる個人情報取扱活動について調査を行うこと。

四 個人情報取扱活動と関係する設備及び物品を調査すること。違法な個人情報取扱活動に用いた設備又は物品であると証明する証拠があるものにつき、当該個人情報保護総括担当部署の主要責任者に書面で報告し、かつ許可を得た場合、封鎖又は差押えをすることができる。

2 個人情報保護総括担当部署が法に基づき職責を履行する場合、当事者は支援し、協力しなければならない、拒否し、妨害してはならない。

#### 第六十四条

個人情報保護総括担当部署はその職責を履行する中で、個人情報取扱活動に比較的大きなリスクが存在すること又は個人情報のセキュリティ事故が発生したことを発見した場合、規定に基づく権限及び手続に従い当該個人情報取扱者の法定代表者又は主要責任者に対し、面談を行うことができ、又はその個人情報取扱活動に対するコンプライアンス監査を専門機構に委託することを個人情報取扱者に要求することができる。個人情報取扱者は、要求に基づき措置を講じ、改善を行い、内在する問題を除去しなければならない。

2 個人情報保護総括担当部署はその職責を履行する中で、違法な個人情報の取扱いについて犯罪の疑いを発見した場合、適時に公安機関に移送し、法に基づき処理しなければならない。

#### 第六十五条

いかなる組織及び個人も違法な個人情報取扱活動について個人情報保護総括担当部署に苦情の申立て及び通報をする権利を有する。苦情又は通報を受けた部署は、法に基づき適時に取り扱わなければならない、かつ取扱いの結果を苦情申立人又は通報者に通知しなければならない。

2 個人情報保護総括担当部署は、苦情及び通報を受け付ける連絡先を公表しなければならない。

### 第七章 法的責任

#### 第六十六条

本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、又は個人情報の取扱いにあたって本法の規定する個人情報保護義務を履行しない場合、個人情報保護総括担当部署は是正を命じ、警告し、違法所得を没収し、違法に個人情報を取り扱うアプリケーションに対して役務提供の一時的な停止又は終了を命じる。是正しない場合、加えて100万人民元以下の制裁金を科す。直接責任を負う管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対し1万人民元以上10万人民元以下の制裁金を科す。



2 前項に定める違法行為が存在し、情状が重い場合、省レベル以上の個人情報保護総括担当部署は是正を命じ、違法所得を没収し、かつ5,000万人民元以下又は前年度の売上高の5%以下の制裁金を科し、かつ関連する業務を一時的に停止し、又は業務を停止し矯正させ、関連する業務許可又は営業許可を取消すよう関係主管部門に通報することができる。直接責任を負う管理責任者及びその他の直接責任を負う者に対し10万人民元以上100万人民元以下の過料を科し、かつ一定期間内に関連する企業の取締役、監査役及び上級管理職並びに個人情報保護の責任者となることの禁止を決定することができる。

#### 第六十七条

本法の規定する違法行為があれば、関係する法律及び行政法規の規定に基づき信用ファイルに記録し、かつこれを公示する。

#### 第六十八条

国家機関が本法の規定する個人情報保護義務を履行しない場合、当該国家機関の上級機関又は個人情報保護総括担当部署が是正を命じる。直接責任を負う管理責任者及びその他の直接責任を負う者に、法に基づき処分を下す。

2 個人情報保護総括担当部署の職員が、職務を軽んじ、職権を濫用し、又は情実にとらわれて不正行為をし、それが犯罪に該当しない場合、法に基づき処分を下す。

#### 第六十九条

個人情報の取扱いにより個人情報に関する利益を侵害した場合、個人情報取扱者は自らに過失がないことを証明できない場合、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならない。

2 前項に規定する損害賠償責任は個人がこれにより受けた損失又は個人情報取扱者がこれにより得た利益に基づき決定される。個人がこれにより受けた損失及び個人情報取扱者がこれにより得た利益を確定することが困難な場合、実際の状況に基づき賠償額を決定する。

#### 第七十条

個人情報取扱者が本法の規定に違反して個人情報を取り扱い、多くの個人の利益を侵害した場合、検察庁及び法律に規定する消費者組織並びに国家インターネット情報部門の定める組織は、法に基づき裁判所に訴訟を提起することができる。

#### 第七十一条

本法の規定への違反が、治安管理中に違反する行為を構成する場合、法に基づき治安管理中の処罰を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任が追及される。

## 第八章 附則

### 第七十二条

自然人が個人又は家庭の事務を理由として個人情報を取り扱うことに関しては、本法を適用しない。

2 各級の人民政府及びその関係部門が手配して実施する統計及び人事記録管理活動における個人情報に関する取扱いにつき、法律の規定が存在する場合には、当該規定を適用する。

### 第七十三条

本法において以下に列挙する用語の意味は、それぞれ規定のとおりである。

一 個人情報取扱者とは、個人情報の取扱活動において、自らが取扱いの目的及び取扱いの方法を決定する組織及び個人を指す。

二 自動的な決定とは、コンピュータプログラムによる自動分析を通じて、個人の行為習慣、趣味又は経済、健康、信用状況等を評価し、かつ決定する活動を指す。

三 非識別化とは、個人情報の処理を経て、その他の情報と照合しない限り特定の自然人を識別できなくすることを指す。

四 匿名化とは、個人情報の処理を経て、特定の自然人を識別できず、かつ、元の個人情報に復元できなくすることを称す。

### 第七十四条

本法は2021年11月1日より施行する。